

退職手当審議会条例

〔平成 4年10月12日〕
〔 条 例 第 23 号 〕

改正 平成 17年 12月 27日 条例第 8号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 138条の 4第 3項の規定に基づき、退職手当審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、島根県市町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、退職手当に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6人で組織する。

2 委員は、島根県市町村総合事務組規則（以下「規約」という。）第 3条第 4号の規定に基づく、事務の共同処理する市町村の長及び組合議会議員のうちから管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、規約第 6条の規定による任期とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1人を置く。

2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。